

一. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（法第53条第1項）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第54条第2項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

(一) 適合性確認機関（※1）が作成した適合証（※2）を提出する場合	
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）	4,700円
2. 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅）（※3）	
(1) 住戸の部分	
建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円
(2) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分）	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
(3) 非住宅の部分（（1）及び（2）以外の部分）	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
3. 1及び2以外の建築物	
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円

(二) (一) 以外の場合	
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）	
誘導仕様基準による場合	21,000円
誘導仕様基準以外による場合	35,000円
2. 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅）（※3）	
(1) 住戸の部分	
誘導仕様基準による場合	
建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円
建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円
誘導仕様基準以外による場合	
建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
(2) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分）	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000円
(3) 非住宅の部分（（1）及び（2）以外の部分）	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
3. 1及び2以外の建築物	
建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円
建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円

※1 人の居住以外の用途に供する部分を有する建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 人の居住の用途に供する部分を有する建築物については、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
 人の居住以外の用途及び人の居住の用途に供する部分を有する建築物については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び登録住宅性能評価機関として登録を受けた者に限る。
 ※2 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
 ※3 共同住宅等の申請手数料の額は、住戸の部分の額、共用部分の額及び非住宅の部分の額を合算した額とする。ただし、それぞれの部分が存在しない場合は当該部分の額は加算しない。